

令和3年4月16日  
保健福祉局

## まん延防止等重点措置区域の指定に伴う高齢者施設等への重点的検査等の実施について

本市では、令和2年2月から、京都大学医学部附属病院と連携し、高齢者施設職員等に対するPCR検査を含めた「高齢者施設検疫モデル」の取組を実施しておりますが、令和3年4月5日付で、国から、まん延防止等重点措置区域となった都府県及び措置区域に定められた区域にある保健所設置市においては、高齢者施設等の職員等に対するPCR検査を週1回程度実施することが求められています。

つきましては、高齢者施設等のPCR検査及び施設内感染防止対策を徹底する取組について、次のとおり実施してまいります。

### 1 施設職員等に対するPCR検査

#### (1) 対象施設

次の入所系の高齢者施設 **512施設**

##### <介護保険の指定を受けている施設>

特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、短期入所施設

##### <介護保険の指定を受けていない施設>

ケアハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

※ コロナワクチン接種が完了した施設については、検査対象から除外する。

#### (2) 検査対象者

- ・ 入所者を介護・支援する施設職員（併設事業所の職員も入所者を介護・支援するのであれば検査対象とする。）
- ・ 単独で外出することが多いケアハウス、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居者（自立及び要支援1・2に限る。）

⇒ 約18,000人を想定

#### (3) 検査頻度

少なくとも本市がまん延防止等重点措置区域の指定を受けている間は、国通知に基づき、週1回程度実施する。

#### (4) 検査の実施方法

都道府県及び指定都市から大量検査の受託実績がある民間の衛生検査所に委託して実施する。

※ 施設内の感染拡大防止対策に関する支援、助言等については、京都大学医学部附属病院と連携して実施する。

### (5) 開始時期

4月24日（土）から、施設において検体採取が開始できるよう準備を進めている。

## 2 施設職員に対する研修指導

- ・ 施設職員は、毎日、新しい生活様式に基づく生活を実践し、6月末までの間、「症状チェックシート」「生活チェックシート」への記録に取り組む。
- ・ 施設において、毎日、常時の又は定期的な換気を実践し、6月末までの間、「換気チェックシート」への記録に取り組む。
- ・ YouTube 京都市介護ケア推進課公式チャンネルに掲載している感染対策研修動画（基本的な講義）を未視聴の施設職員は、速やかに当該動画を視聴する。

## 3 感染発生時のシミュレーション等

6月末までの間、各施設において、1箇月に1回以上、感染対策委員会を開催する等により、各部門の責任者が、感染対策の実施状況の点検、感染者発生を想定した初動対応の流れ等の確認・共有を行う。

### <参考>

#### 2月26日から実施している高齢者施設職員等に対するPCR検査の実施状況

（令和3年4月14日までの結果判明分）

実施施設数	陽性 A	陰性 B	合計 A+B
391施設	1件	17,311件	17,312件

\* 陽性者1件については、他の人への感染可能期間に、施設入所者や職員等との接触はなく、感染拡大にはつながっていない。